

堺北ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

- (1) 理事会：本クラブの理事会
- (2) 理事：本クラブの理事会メンバー
- (3) 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
- (4) R I：国際ロータリー
- (5) 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理事及び役員の選任

第1節 理事及び役員の定数

- (1) 本クラブの役員は、「会長」・「直前会長」・「会長エレクト」・「副会長」・「幹事」・「会計」・「S A A」であり、これら全員を理事会メンバーとする。
- (2) 本クラブの理事は、本条第1項の役員と四大奉仕部門である「クラブ奉仕部門」・「職業奉仕部門」・「社会奉仕部門」・「国際奉仕部門」の各部門担当委員長ならびに、「副幹事」・「副S A A」・「直前幹事」とする。

第2節 理事および役員の選任

理事および役員の選任は、本条第3節の定めに従って設置された候補者指名委員会が候補者を指名し、12月第1例会時に開催される年次総会の承認を得て選任する。

第3節 候補者指名委員会

- (1) 会長は、毎年7月1日より始まる年度において、8月末までの間の例会において候補者指名委員会の委員として、会長、会長エレクト、幹事を含めた7名の委員を推薦し、出席会員の承認を得て候補者指名委員会を設置する。
- (2) 候補者指名委員会は、本条第1節に定める理事および役員について候補者を選考し、その氏名と予定される役職を記した候補者名簿を作成する。
- (3) 候補者指名委員会の代表者は、11月末までの例会において前項の候補者名簿を提示して報告しなければならない。

第4節 理事及び役員の就任

- (1) 本条第2節により選任された会長エレクトは、選任のあと7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会のメンバーを努め、会長エレクトとして理事会のメンバーを努めた年度直後の7月1日に会長に就任する。その任期は、翌年6月30日までとする。
- (2) 前項の理事または役員に生じた欠員は、残りの次期理事会構成員の決定によって補填する。

第3条 理事会

第1節 管理主体たる理事会

本クラブの管理主体は、本細則第2条第1節の定めにより構成されたメンバーによる理事会とする。

第2節 次期理事会

- (1) 本細則第2条第2節により選任された理事および役員は、選任後すみやかに現任会長を加えた次期理事会を構成し、各委員会委員の選任など次期クラブ活動の準備を開始するものとする。
- (2) 各委員会委員の選任後において欠員が生じた場合は、残りの理事会構成員の決定によって補填する。

第3節 堀北ロータリー・クラブ基金

この基金は堀北ロータリー・クラブ創立20周年記念事業のひとつとして創設された。

この基金は国際親善と世界平和および地域社会の教育、文化、福祉の向上発展の奉仕活動に使用されることを目的とする。この基金の管理運営は理事会が行う。尚、管理詳細については別に定めた「堀北ロータリー・クラブ基金管理規約」に従うこととする。

第4条 理事及び役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を努め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を努め、その他通常その職に付随する任務を行なうことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

- (1) 会員の個人記録並びに会合における出席を記録し整理保管する。
- (2) クラブ、理事会および委員会など諸会合についての通知を発信し、これら会合の議事を記録し保管する。
- (3) 毎年7月1日および1月1日現在における全会員の人頭分担金明細を、7月15日および1月15日までにRIに報告しなければならない。
- (4) 前項よりも後に選ばれて入会した正会員の人頭分担金明細および、異動があった場合の会員異動報告並びに会員資格変更報告を、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーおよびRIに報告しなければならない。
- (5) 毎月の会員の異動、ならびに会員数の報告を、翌月15日までに地区ガバナーに対して行わなければならない。
- (6) RI公式雑誌の購読料を会員から徴収して送金し、その他通常の職に付隨する任務を行う事を持って幹事の任務とする。

第5節 会計

すべての資産の管理保管および収支の責任は会計にあり、第2条第1節に定める理事及び役員はその連帶責任を負う。会計は年度の途中において1回以上およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資産、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産をその後任者と後任の会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督（S A A）

通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第7節 理事

理事のうち4名は、それぞれクラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の各部門を担当主催する。

第8節 副幹事

副幹事は常に幹事を補佐し、幹事不在の場合にはその任務を代行する。また、会長から特に託されたら任務を行う。

第9節 副S A A

副S A Aは常にS A Aを補佐し、S A A不在の場合にはその任務を代行する。また会長から特に託されたら任務を行う。

第10節 会計監事

第12条 第3節 第2項に定める監査を行う。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事を選任しなければならない。

第2節 例会日

本クラブの毎週の例会は金曜日12時30分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてのクラブ会員全員に然るべき通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第10条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 例会の定足数

会員総数の3分の1以上をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会の開催

- (1) 定例理事会は毎月に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ないと認めたとき、または2名以上の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。
- (2) 第2条第1節に定める理事会構成員である出席義務者のか、第4条第10節に定める会計監事はオブザーバーとしての出席義務者とする。

第5節 理事会の定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクトには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第2節 会費

第1項 会費は「ロータリーの友」購読料を含み年額33万円とし、毎年7月末迄および1月末日迄に各16.5万円ずつ納入するものとする。

第2項 準会員の会費は年間24,000円とする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 委員の選任

いかなる委員も、本細則に別段の定めがある場合、又は特別な理由があり理事会の承認を得た場合を除き、連続3年を超えて同一委員会の委員となることができないものとする。

第2節 常任委員会

会長は選任後、すみやかに、次年度の次の各常任委員会委員長を任命し、各常任委員会委員長は会長とともに、それぞれ次年度の委員会の委員長及び委員を選任しなければならない。

- (1) クラブ奉仕委員会
- (2) 職業奉仕委員会
- (3) 社会奉仕委員会
- (4) 国際奉仕委員会

第3節 クラブ奉仕部門

クラブ奉仕部門には、次の委員会をおくこととする。

- (1) 会員増強委員会
- (2) 出席委員会
- (3) 親睦活動委員会
- (4) 広報委員会
- (5) ホームページ委員会

第4節 職業奉仕部門

職業奉仕部門には、次の委員会をおくこととする。

- (1) 職業奉仕委員会

第5節 社会奉仕部門

社会奉仕部門には、次の委員会をおくこととする。

- (1) 社会奉仕委員会
- (2) 青少年奉仕委員会

第6節 国際奉仕部門

国際奉仕部門には、次の委員会をおくこととする。

- (1) 国際奉仕委員会
- (2) ロータリー財団委員会
- (3) 米山奨学事業委員会

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕部門

この部門は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕部門担当理事は、委員会の定例会合に責任を持ち、特定分野について設置する次の委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。又、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(1) 会員増強委員会

この委員会は、次の各業務を担当する。

① 会員増強業務

絶えず本クラブの充填および未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適格な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努めなければならない。会員増強と同時に常に会員の退会防止に努めなければならない。

② 会員選考業務

会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。推薦された会員候補者についての職業分類を審議し、その結果を理事会に報告しなければならない。

③ 職業分類業務

毎年できるだけ早く、遅くとも8月末日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から職業分類の原則を適用し、充填および未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

④ ロータリー情報・規定業務

会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典の責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動並びにロータリーの諸規定に関する情報を提供するものとする。又、入会してからの最初の一年間は新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(2) 出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他のクラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良い奨励策を講じ、その出席不良の原因となる諸事情を確かめて、これを除去することに努めるものとする。

(3) 親睦活動委員会

この委員会は、次の各業務を担当する。

① 会員同士の親睦をより深めながら友好の増進を図るべく、ロータリーのクリエーションおよび社交的諸活動プログラムを用意し、会員に参加を奨励する。

② プログラム業務

本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(4) 広報委員会

この委員会は、次の各業務を担当する。

(1) 雑誌・広報業務

① ロータリーの友誌に対する関心を喚起するため例会において毎月号を紹介し、ロータリー活動への理解を深める。

② 図書館・病院・学校などのなかで身近な処を通してロータリーの友誌を活用し、ロータリー活動を広め理解を深める。

③ 当クラブの活動状況をクラブニュースとして写真とともにロータリーの友に投稿し、当クラブのロータリー活動を広め理解を深める。

(2) クラブ週報業務

クラブ週報を発行し、例会や各種行事を詳細に掲載することで、会員からのクラブに対する関心を促し、出席率の向上並びに親睦の増進を図る。これにより、ロータリー教育に寄与しながら、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関わるニュースを伝えるべく努める。

(3) 毎週発行のクラブ週報を当クラブのホームページに掲載して、当クラブの活動状況を広め理解を深める。

(5) ホームページ委員会

(1) 当委員会は、クラブ内部並びに外部に向けて、タイムリーな各種の活動状況を発信するとともに、これらクラブの活動状況を記録として保存することを任務とする。

(2) 各種情報の発信については掲載内容を慎重に吟味しながら行い、後日クレームなどトラブル発生がないよう、その防止に努めなければならない。

(3) 会員の異動などホームページの内容に変更が生じた場合には、その内容変更を行うなど維持管理に努めなければならない。

(4) 会員専用ページについては、万一の事故など不具合発生時を考慮し、機密性の高い情報は掲載しないよう努めなければならない。

第2節 職業奉仕部門

この部門は、本クラブの会員がその職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕部門担当理事は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸分野について設置する次の委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

(1) 職業奉仕委員会

この委員会は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものであることを自覚し、諸責務を遂行するものとする。

第3節 社会奉仕部門

この部門は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕部門担当理事は、本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置する次の委員会の仕事を監督し、これを調節するものとする。

(1) 社会奉仕委員会

この委員会は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の質を高めるために時には他と協力しながら、さまざまな取り組みを行うものとする。

(2) 青少年奉仕委員会

この委員会は、若い人達を直接助けること、或いは、また彼らの価値や潜在能力に対する社会の人々の評価を高めることを目的とするプロジェクトやプログラムを作るものとする。

第4節 国際奉仕部門

この部門は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕部門担当理事は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置する次の委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

(1) 国際奉仕委員会

この委員会は、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培いながら、国際理解、国際親善、国際平和の推進に努めるものとする。特に、姉妹クラブとの相互親交を深めるなどの諸活動を推進するとともに、発展途上国の水保全・保険衛生・疾病予防・環境改善・飢餓・識字率向上などへの支援活動である国際奉仕事業の重要性についての理解を深め諸活動への参加と推進に努めるものとする。

(2) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際ロータリーのロータリー財団活動を広報し、財団プログラムに対するクラブレベルの支援を奨励するものとし、世界の国々との間に友情の架け橋を築き国際理解と国際親善に努めるものとする。

(3) 米山奨学事業委員会

この委員会は、米山記念奨学会の活動を広報し、奨学会のプログラムに対するクラブレベルの支援を奨励するものとする。特に、米山奨学事業は、将来、

日本と世界を結ぶ架け橋となって国際社会での活躍と同時に日本の良き理解者となり得る人材の育成事業であるとの認識を広め、世界平和への一助となるよう努めるものとする。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節 予算の作成承認

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これを収入と支出に区分し、収入についてはその見積額を計上し、支出についてはその費用に対する支出の限度額となるものを計上する。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は、2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する「一般会計予算」と奉仕活動運営に関する「ニコニコ会計予算」である。

第2節 指定銀行

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は5つの会計に区分されるものとする。すなわち、「一般会計」・「ニコニコ会計」並びに「堺北基金特別会計」・「記念行事特別会計」・「子ども囲碁フェスタ特別会計」に関する資金とする。

第3節 支払いおよび監査

- (1) すべての決済は、担当委員会等からの報告に基づき「幹事」および「会計」が押印する会計伝票に基づいて決済されるものとする。
- (2) すべての資金業務処理は、会計監事によって「各種証憑書類」と前項の「会計伝票」を基に隨時監査が行われ、毎年年度末には全面的な監査が行われるものとする。

第4節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 会員候補者の推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の入会は入会申込書をもって、本クラブ幹事を通じ、会員増強委員会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 被推薦者資格条件の確認

会員増強委員会は、その被推薦者がロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節－推薦者への通知

理事会は、会員増強委員会からの報告を受け、幹事が推薦書を受理した後より1ヶ月以内にその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 被推薦者への説明

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員の入会手続き

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）のだれからも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 会員の入会

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込むよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 名誉会員

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第8節 休会会員

(1) 会員本人の病気、ケガにより長期にわたり出席が不可能な場合、出席可能な状態になるまで休

会扱いとすることができます。

- (2) 休会会員となるためには、会員またはその家族から幹事に対し医師の診断書を添えて休会届を提出し、理事会にて承認される必要がある。
- (3) 前項により承認された休会会員は、休会期間は、地区分担金を除く会費を免除する。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 例会における議事の進行

- (1) 開会宣言・点鐘
- (2) ロータリーソング・歌の時間
- (3) 来訪者の紹介
- (4) 出席報告
- (5) 会長の時間
- (6) 委員会報告
- (7) 幹事報告
- (8) SAA（会場監督）報告
- (9) 卓話スピーチ・その他プログラム
- (10) 閉会・点鐘

第16条 改正

本細則は、本細則第5条第3節に規定する定足数の会員が出席する任意の例会において、出席会員の三分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に送付されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびR I の定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

（堺北ロータリークラブ細則）

1. 1980年10月 8日（昭和 55年）制定
2. 1982年 4月 16日（昭和 57年）改正
3. 1984年 8月 3日（昭和 59年）改正
4. 1987年 8月 7日（昭和 62年）改正
5. 1988年 8月 5日（平成 元年）改正
6. 1990年 7月 6日（平成 2年）改正

7. 1992年12月 4日（平成 4年）改正
8. 1993年 4月 2日（平成 5年）改正
9. 1995年12月 1日（平成 7年）改正
10. 1999年 6月11日（平成 11年）改正
11. 2002年 2月 8日（平成 14年）改正
12. 2005年 2月 8日（平成 17年）改正
13. 2008年 4月 4日（平成 20年）改正
14. 2012年 2月10日（平成 24年）改正
15. 2013年 2月 1日（平成 25年）改正
16. 2015年 2月 6日（平成 27年）改正
17. 2016年12月 2日（平成 28年）改正
18. 2018年 5月18日（平成 30年）改正
19. 2023年 1月20日（令和 5年）改正